

蒲郡市議会新型インフルエンザに対する対処方針について

平成 21 年 11 月 17 日 議会運営委員会理事会決定

1 目的

この方針は、新型インフルエンザ（H1N1 型）が市民に広く蔓延している状況にあって、市議会議員、市職員、議会来訪者が感染し、または感染の疑いがある場合の対処について予め定め、円滑な議会運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 市議会に関わる者が感染し、又は感染の疑いのある場合は、次により対処することとする。

(1) 議員本人が感染した場合

ア 議会が閉会中の場合は、感染の心配がなくなるまで、概ね 1 週間程度の登庁は、控える。

イ 議会が開会中の場合

一般質問の通告後に感染し欠席した場合

登庁は自主判断で控える方向で考える。発言時に席不在の場合は、次に進行する。

正副議長が感染し欠席した場合

正副議長がともに欠席の場合は、地方自治法第 106 条第 2 項の規定に基づき仮議長を選挙し、議長の職務を行うこととする。

複数の議員が感染し欠席した場合

地方自治法第 113 条の規定に基づき、議員の出席が定数の半数に達しなくなるまで会議を開くこととする。

(2) 議員の家族が感染した場合は、議員本人が感染した場合の取り扱いに準じる。

(3) 議会事務局職員が感染し欠席した場合は、市職員に準じて議長の判断に委ねることとする。

(4) 市職員が感染した場合は、市長の判断に委ねることとする。ただし、議会が開会されている間については、次のように議会運営において扱うこととする。

ア 市長又は副市長が感染し欠席した場合

市長又は副市長のどちらかが欠席した場合は、通常どおり会議を開くことと

するが、両者とも欠席の場合は、議会運営委員会理事会で対応を協議することとする。

イ 理事者側の職員が感染し欠席した場合

一般質問及び提出議案に対する質疑には、答弁できる職員が代わって出席することとする。

(5) 議会事務局職員及び市職員の家族が感染した場合は、職員本人が感染した場合の取り扱いに準じる。

(6) 議会への来訪者が感染し、又は感染の恐れがある場合は、次により取り扱うこととする。

ア 感染している、又は感染の疑いのある場合は、退庁を促す。

イ 感染地域からの行政視察の来庁は議長と協議のうえ決定する。

3 今後の対応

新型インフルエンザ（H1N1型）の流行によって、議会運営に支障を生じる事態と議長が判断した場合は、議会運営委員会理事会で協議のうえ、その後の対応について議長が判断、決定するものとする。